

## 第60回 規制改革会議 議事録

1. 日時：平成28年4月8日（金）14:00～15:33
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室
3. 出席者：
  - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、森下竜一（御欠席：浦野光人、大崎貞和、林いづみ、松村敏弘）
  - （政府）河野内閣府特命担当大臣（規制改革）、松本内閣府副大臣、酒井内閣府大臣政務官、西川内閣府審議官、松永内閣審議官
  - （事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、小野規制改革推進室次長、山澄参事官、渡邊参事官、佐久間参事官、中沢参事官、平野参事官
  - （観光庁）蝦名次長  
加藤観光地域振興部長  
観光地域振興部 長崎観光資源課長  
西海観光産業課長
  - （厚生労働省）樽見大臣官房審議官  
生活衛生・食品安全部 長田生活衛生課長
  - （国土交通省）住宅局 香山市街地建築課長  
石崎建築指導課長
  - （消防庁）鈴木予防課長
4. 議題：
  - （開会）
    1. 通訳案内士制度の見直しについて
    2. 民泊サービスについて
    3. 地方版規制改革会議について
    4. 農業ワーキング・グループの意見について
  - （閉会）
5. 議事概要：

岡議長 定刻になりましたので、これより第60回規制改革会議を開会いたします。

本日の議題は「通訳案内士制度の見直し」「民泊サービス」「地方版規制改革会議」「農業ワーキング・グループの意見」の4件でございます。

本日は、河野大臣、松本副大臣、酒井大臣政務官に御出席をいただいております。会議の開会に当たり、河野大臣から御挨拶をいただきます。

大臣、よろしくお願いいいたします。

河野大臣 今日はお忙しいところ御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

先般、金丸座長の農業ワーキング・グループで「牛乳流通等の見直しに関する意見」について取りまとめをいただきまして、今日は規制改革会議として御決定をいただくことになっております。

御決定をいただきます「意見」につきましては、規制改革会議の答申やその後の実施計画の閣議決定に向けて、各府省としっかりこれから調整に入りたいというように思っております。

また、本日は「通訳案内士制度の見直し」及び「民泊サービス」についても関係省庁からのヒアリングを行います。

3月30日に取りまとめられました観光ビジョンに今後の取組の方向性が盛り込まれておりまして、その内容やそれぞれのテーマに関する有識者検討会の検討状況についても御説明を伺い、規制改革会議として答申の取りまとめに向けて議論を深めていただきたいというように思っております。

本日も限られた時間ではございますが、委員の皆様の精力的な御審議を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

岡議長 大臣、ありがとうございました。

それでは、報道関係の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

岡議長 観光庁の方が来られますので少々お待ちください。

(観光庁関係者入室)

岡議長 それでは議事に入りたいと思います。

議題1の「通訳案内士制度の見直しについて」でございますが、本日は、制度の所管省庁である観光庁から、2月10日の本会議以降の検討の経過についてお話を伺います。

まず、資料1につきまして、観光庁より御説明をお願いいたします。

観光庁(蝦名次長) 観光庁次長で蝦名と申します。

資料に基づきまして、御説明させていただきます。

資料1、1ページをお開きいただきたいと思います。

現状と課題、規制改革会議での御意見につきましては、既にいただいているものでございますので、その後、通訳案内士制度の私どもの方で設置しております検討会を2月29日並びに3月24日に開催をしました。

また「明日の日本を支える観光ビジョン」におきましても、通訳案内士に関しましては、これまで非常に長く続いている制度であって、現在の観光のさまざまなニーズに対して抜本的に見直していくべきであるということで、一定の品質確保を前提に業務独占規制の見直しを含めて、サービスの供給量拡大措置を構築していくという方向性が書かれたところでございます。

通訳案内士制度のあり方検討会の状況でございます。1ページはねていただきまして、2ページ目でございます。

この資料があり方検討会での議論の際の資料でございますが、大きく3点ございます。

1つは、対象業務ということでございます。規制改革会議の方でも御指摘を賜っていただきました通訳案内士の業務について、具体的にどこの範囲までなのかということとをきっちり明記すべきではないかということでございます。そうしたどこまでが通訳案内士の業務なのかということについて、日本の伝統、歴史、文化などを体現する施設において、その解説を行うといったことを具体的に今後詰めて明記をしていきたいと考えております。

また、一番の焦点でございました業務独占の廃止につきましては、廃止する方向で検討していくということでございまして、個人の旅行者へのサービスについては、特に業務独占の対象外としてはどうか。さらに団体旅行についても廃止をした上で、後ほど申し上げますけれども、一定の質の確保に関する担保措置ということも考えてはどうかということでございます。

もう一つ、品質の確保という点でございます。通訳案内士の名称独占は引き続き存置をするものの、品質確保に対してどう対応していくかということでございます。さらに通訳の質を確保していくという意味で、資格を取得した後、研修をする、あるいは更新制を導入するというところで、定期的に質の確保を検討していくということでございます。

また、一定程度のレベルを確保した上で数も確保していく、あるいは地域的なバランスも確保していくという必要がございます。その意味で、現在の通訳案内士の方々は非常にハイスペックな全国一律の方々でございますけれども、もう少しレベルに応じて段階的な資格の付与。例えばA級、B級というのがいいのか、1級、2級というのがいいか分かりませんが、そうした形でレベルに応じた資格付与という形で、質は確保しつつ幅広く通訳の業務に従事していただけるようにしてはどうかということでございます。

また、現在、いろいろな旅行を企画する場合に、旅行業者の方々だけではございませんで、通訳あるいはバス、ホテルといったものを手配するランドオペレーターという方々がいますが、この方々が実際には通訳を雇ってきてツアーに配置をするといった状況がございますが、このランドオペレーターは従来、旅行業の世界で規制をされていません。旅行業法は消費者と旅行業者との間の規制をしておりましてけれども、いわゆるB to Bの規制でございますので、その規制の対象はされていなかったということでございますが、いろいろ旅行の質あるいは安全、そういったことに関してかなり実質的な影響力を持っているということで、このランドオペレーターについても一定の実態を把握した上で、きちんと指導・監督をするような体制というものを制度として作っていく必要があるだろう。ここを押さえておかないと実際の通訳の手配のところの仕組みがきちんと押さえられないだろうということでございます。

さらに、地理的あるいは言語的な偏在というのもございます。これは現在も地域のガイド制度というのがございますけれども、ここについて地元のニーズに合った形で通訳案内

士のサービスができる制度、これは引き続きそういった制度を続けていきたいと思っておりますし、むしろこれを拡大して地元でいろいろな形で通訳をしていただける方を増やしていきたいと思っています。

また、個人の意思に委ねるだけではなくて、旅行会社あるいはランドオペレーターが一定の質のある方を使っていただいて、それによって旅行全体の質を確保するといったような取組を促してはどうかということでございます。

特にそういった中で団体旅行の関係でございますけれども、旅行業者が団体向けに商品化をするような、いわゆる企画旅行と言われるものでございますけれども、具体的には旅行者が特定のガイドを選択できないということで、一定の品質を確保するために、そうした場合にはどういうガイドを使うかということについては、旅行業者又はランドオペレーターがきちんと能力のある通訳を使うような制度を考えていくべきではないかということでございます。

こういう提案に対しまして、次のページでございます。各委員からさまざまな御意見が出てまいりました。対象業務につきましては、この規制改革会議でも以前御議論がございましたラーメン屋の場合はどうなのだろうとか、相撲の観戦の場合はどうだろうかといったご意見がございまして、こういう業務については本来的に通訳案内士の業務とまで言えるようなものではないのではないかということで、通訳案内士がすべきことを明確化してほしいということでございます。ある意味では前のページで御提案をした提案のとおり、しっかりとした通訳案内士の範囲というものを明確化してほしいということでございます。

通訳案内士の方々がそれによって生業が成り立つように業務独占を守ってほしいという御意見もございました。

後ほど申し上げますけれども、韓国では業務独占を一旦廃止しましたが、その後、中国からの大量のお客様の来訪によって、さまざまな問題が発生したということで制度を見直したということもございます。そうした教訓に学ぶべきではないかといった御意見もございました。

品質確保につきましては非常に重要な点、そこについて口コミなどで質の悪いサービスが淘汰されるという御意見もありますけれども、それだけでは十分ではないのではないかという御意見でございます。

また、レベル別に資格を付与するという点については、もちろん今後どういうレベルの基準になるかということによって変わってくると思うけれども、質の高い通訳案内士を適切に評価するためにも、そういう可能性は是非追求してもらいたいということでございます。これは特に旅行を使うような旅行業界からの御意見が強かったということでございます。

また、ランドオペレーターの問題については、特にいわゆるインバウンドのツアーでランドオペレーターが手配した通訳が実際に非常にまがいもののお土産物屋に連れていくとか、あるいは非常に高いお土産を買わせるとか、そういった問題が発生しているというこ

ともございまして、そのランドオペレーターをしっかりと把握をできるような仕組みを作ってもらって、問題があればそれを指導・監督をしていただきたい、それによって通訳の質というのでも確保されるだろうということでございます。

地理的・言語的な偏在について、地域ガイドをどんどん拡大をするということは是非やってほしい。全国ガイドと地域ガイド、それぞれ長所を生かして旅行者のニーズに対応していくということが望ましい。こういった御意見がございました。

こういった御意見を踏まえまして、今後、さらに詳細な詰めをしていきたいと思っておりますが、4ページ目に、先ほど出てまいりました韓国での通訳ガイドの規制の変更というものをそこに書かせていただいております。従来あった業務独占を99年に廃止をしたところ、中国語圏から無資格ガイドがものすごくやってきて、歴史を歪曲した説明あるいは虚偽の説明をするガイドが横行したりとか、先ほど申しましたような過度なショッピング、そういったようなものが横行して旅行者からの苦情も出てきたということもありません。韓国では旅行の質を維持しようということで、2009年に制度をもう一度見直して、旅行業者に特に有資格者の添乗を義務づけるような仕組みを導入しました。先ほどの検討会の意見で、そういった韓国の教訓に学ぶべきというような御意見は、こういった動きを背景に出てきたものと思われま。

そのほか5ページに各国の制度。各国にはいろいろなそういった資格制度をきっちり導入したり、施設ごとに必ずガイドを同行させなければいけないといったような規制を置いている国もあれば、そういったものを置いていないような国もございます。

6ページ目には、最後、ランドオペレーターとはということでございますので、ここは省略をさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、私どもは引き続き検討会での皆様の御意見も踏まえつつ、また規制改革会議での御議論もいただいて、それを踏まえまして、さきの観光ビジョンにもございますように、観光の質を確保しながら、日本の国の理解を深めていただくようなガイドの皆さんがさまざまな地域で生き生きと活躍していただけるような、そういう仕組みを考えていきたいと思っております。

また、今の通訳の方々で、資格を持っているものの活用されていないといった方もいらっしゃると思います。そういった方々にも再び観光の場で御活躍をいただきやすいような研修や制度を実施いたしまして、数あるいは質、地域的な偏りといったようなものも解消できるような、そういった制度設計を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に対しての意見交換に入りたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 御説明ありがとうございます。

もう何度も繰り返し申し上げているので繰り返しで恐縮なのですが、いろいろな制度について、問題、課題があるというのはよく分かるのですが、そもそもの話として、なぜ通訳、あとガイド、それぞれには業務独占資格が必要ないにもかかわらず、両方をやると業務独占資格が必要になってくるのかというところが、いろいろな形でいろいろな方に聞いても納得できる御説明をいただけていない。これは前も申し上げましたけれども、調理師と栄養管理士というのは全く両方とも業務独占ではないわけですが、今ここで議論されているのは、それぞれ別々にやると全く必要ないのだけれども、1人の人が両方やると急にそこで業務独占資格、つまり調理をやって栄養管理をするとそういう資格を持っていないとできないという議論になっているわけでありませう。

ですから、再度、なぜ通訳と案内を1の方がやると業務独占した方がいいと考えられていたのか、若しくは今もそういう制度ですからいるのかということについての、制度はそうなっていますというのは非常によく分かっていますから、その合理性について、何か説明をいただければと思います。

以上です。

岡議長 お願いできますか。

観光庁（加藤部長） この点は前も議論になりましたのであれですけれども、実際に海外の方がお見えになって通訳の方と説明をする方が別々に付くということが多分実態上、余りあり得ない。そうすると結局コストが2倍かかる、人件費が2倍かかるという実態があって、実際には、一人の方が英語なり外国語を使ってガイドをされるということがあったために、そういった現在のようない制度設計になっているのだろうという感じではないかと思ひます。この辺は論理的にはガイドの方と案内の方を別々にすれば、今の規制に当てはまらない形になってしまうのは御指摘のとおりでありますけれども、当時、こういった形で制度を作った際には、そういったことが実態上なかなか置きにくいということを前提にされていたのではないかとひいうように考えるところであります。

観光庁（蝦名次長） その意味で、先ほども申し上げましたように、通訳の制度というのは大変古く、戦後、割とそういった海外から来るお客様というのが少ない時代に、いわばフルスペックで非常に高い質の通訳、そして、その方が全部の行程を御案内して、旅行するときのそういう考え方に基づいた仕組みとして、通訳をしながらずっと行程を管理しながら歩いていくという形態を前提に作られた制度だと思ひます。それが今の時代にマッチをしなくなっているということで、今回の議論の中でも業務独占の仕組みというものは廃止をして、その上で本当に必要な旅行の質の確保ということについて、どういう仕組みを導入していくかを議論しているということでございます。

岡議長 ありがとうございます。

翁さん、どうぞ。

翁委員 御説明の内容についての確認を2つさせていただきたいのですが、1つは2ページのところの議論のたたき台というところを出していただけていますが、個人の旅行に

関しましては業務独占を撤廃してはどうか、対象外としてはどうかと書いてありますが、団体旅行につきましても業務独占は撤廃するという認識でいいのかというのが1つ目の質問でございます。

もう一つは、通訳案内士の業務の範囲を具体的に明記するというように書いてございますが、その下のところに、日本の伝統、歴史、文化等を体現する施設において解説等を行うということを書かれておられますが、具体的にどのような施設を念頭にそういった範囲を今お考えになっているのかということをお伺いしたいと思います。

その2つでございます。

観光庁（蝦名次長） 業務独占につきましては、団体旅行についても、基本的に制度としては廃止をするということを考えております。その上で、質を確保するために一定の仕組みが要るのではないかと考えてございます。

もう一つ、通訳案内士の業務範囲のことについては、もう少し今後議論を詰めなければいけないと思っておりますが、例えば伝統とか歴史、文化等を体現する施設というのは、美術館みたいなものでありますとか、あるいは国宝とかそういった重要文化財といったようなものを有するような、最近指定されておりますけれども、日本遺産みたいな施設もあると思えますし、あるいはもう少し歴史的な街並みみたいなものもあるかもしれません。そこはもう少しどの辺までがそういう歴史的な意味のある施設なのかということは、今後、検討を詰めたいと思っております。

岡議長 ありがとうございます。

今のお答えで業務独占は外すという御回答を明確にいただきました。

翁委員 よく分かりました。後者については、もともと曖昧だったと思うのですけれども、今回については明確で具体的なものにしていただくということが非常に重要ではないかと思えます。よろしく願いいたします。

岡議長 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

大田さん、どうぞ。

大田議長代理 今日はありがとうございます。

団体旅行に対して一定の質の担保を図っていくということですが、これは具体的にどういう措置を念頭に置いておられるのか。今お考えのことをお教えいただきたいと思います。

もう一つ、サービスの供給量拡大措置を構築と資料の1ページにあります。これだけ訪日外国人が増えますと、サービスの供給量だけではなくて言語も増やしていかなければいけないわけで、質量ともかなり急ピッチで拡大させなければいけないわけですが、観光庁としてどういう措置をお考えなのかということをお教えいただければと思います。

観光庁（蝦名次長） 団体旅行につきましては、先ほども少し申し上げましたように、旅行者は割と初めて来られる方が使われるというようなケースが多々ございますので、異国に来てよく分からないところを案内していただくということで、ガイドの質というのは

結構大きな要素になってくると思います。旅行業者も1回手配をいたしますとツアーにずっとついて歩くわけにはいきませんので、そのガイドさんが結局ずっと添乗して通訳をしながら案内をしていくということになりますので、そういう意味で質を確保するということをごさいますて、例えば旅行業者とかランドオペレーターに一定の資格を有している、今度はレベル別に資格を付与していくことになるとと思いますが、そういう一定の資格を有した方を使ってくださいというように制度上義務づけるといいますか、そういうようにするのが1つの手ではないかというように思っております。

量の拡大の話でございます。これは非常にいろいろな言語がございまして、特に英語に偏在をしているということもございまして、最近特にニーズの高い中国語、韓国語といったところについてどうやって増やしていくかということでございます。1つは、試験の実施の仕方ということでございますけれども、これまで語学の試験を中国語、韓国語といろいろな言語について課してきているわけですが、中国政府や韓国政府の公認団体が実施しているような、英語で言えばTOEICのような仕組みがございまして。そういった語学試験の成績を活用して、語学試験を免除して試験を受けやすくしていただくというような取組でありますとか、研修なども実施をいたしまして、今、資格を持っていらっしゃる方の実際には4分の1程度の方しか実際の通訳として活躍されていなくて、1回資格を取ったのだけでも、家庭に入られてしまったりとか、別の仕事をしていて、余りそういった通訳としては活躍されていないというような方々もいます。そういう方々にももう一度こういう仕事をしていただきやすいように研修をしたりして、それでどんどん通訳の世界に復帰をしていただくというようなことも後押ししていきたいと思っております。

旅行会社などにも、旅行会社はもちろん一定程度、旅行を企画する段階で、自分が使っているそれぞれの言語ごとの通訳さんのリストを持ってお願いをしているということもございまして、こういうところにいろいろな方がいらっしゃいますよということについて、しっかり名簿なども整理して情報を提供して、使ってもらいやすくしていくということも取り組んでいきたいと思っております。

先ほど申しました地域ガイドの制度、これは自治体の方にいろいろ御協力をいただいて、それぞれの地域で要請をしていただく必要がございましてけれども、やはり地域ごとにそれぞれ御支援を申し上げて、地域の通訳というものをもっと増やしていただくということを自治体にもお願いしなければいけないと思っておりますし、私どももそういう取組をするところに対して、実証実験的な形になると思っておりますが、少し御支援をしながら、そういった成功プログラムみたいなものを作って後押しをしていきたいと思っております。

岡議長 どうぞ。

大田議長代理 団体旅行に対して、今、必置義務のようなお答えをいただいたのですが、この資料の2ページの下に書かれていますように、団体旅行の商品の品質確保というのは本来旅行会社の責任で行うべきであって、これは旅行会社の仕事そのものですので、ここで過剰な規制が残りますとなかなか実効性を持たずに質と量の確保が進みません。



通訳案内士が必要かどうかは、旅行会社の主体的な選択に任せるべきではないかと思いません。

もう一点、業務独占の廃止というのは法改正を伴うわけですが、そのスケジュールはどうお考えなのか。これだけでも早く法改正を行うということが必要ではないかと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

観光庁（蝦名次長） 法制度については、できるだけ早くやっていきたいと思っておりますが、今回、観光ビジョンでも出ささせていただきましたけれども、通訳に限りませんで、旅行業の制度、宿泊の制度に関しても、観光産業全般に関する制度の見直しというのを私ども本格的に取り組んでいきたいと思っております。特に今回の通訳の仕組みはランドオペレーターの制度とも大きく関係をしてくると思います。ランドオペレーターをある程度規制をするというようなことを考えておりますので、何らかの登録制なのか、届出制なのか、そういう仕組みを導入した上で、彼らにもしっかり旅行の質を確保する取組をしていただくような仕組みを導入したい、法制度を導入したいと思っております。

したがって、そういうほかの制度との整合なども見ながら作業を進めていきたいと思っておりますので、もちろん、できるだけ早く進めたいと思っておりますが、今、念頭に置いているのは、ビジョン会議でもそういった一連の見直しを2017年中に制度を見直していくというように言っておりますので、次期通常国会とかそのぐらいを念頭に作業を進めていければと思っております。

特にランドオペレーターについてはまだ実態がよく分かっていないところもございますので、中国系の日本在住の方で電話一本でやってらっしゃるような方もたくさんいらっしゃると伺っております。その辺、今、一生懸命調査をしておりますけれども、そういった実態を把握した上で、実効性のあるような仕組みを導入していきたいと思っております。

岡議長 今回の1点目の質問は、団体旅行の場合には通訳案内士を確保することが義務づけられるというような説明に聞こえたのだけれども、どうでしょうかという意味ですね。

観光庁（蝦名次長） いわゆる旅行会社あるいはランドオペレーターも含めてだと思えますけれども、そういう方に一定の質を確保するという意味で資格を有する者を使用してやっていただきたいという、韓国で導入されているような制度を導入してはどうかというように考えております。

岡議長 ほかはいかがですか。

どうぞ。

河野大臣 その観光ビジョンでも目標を上向きにしているわけでしょう。そうしたら、もう2017年とか、今年は2016年なわけだから、やれるものはさっさとやらないと、来年の通常国会ではなくて、業務独占をやめますというのなら今年の通常国会に議員立法でも何でも出してもらえばできるわけでしょう。それぐらいのペースでやらないと、何のために観光庁を作ったのと私はこの会議でも前に申し上げたと思うのですが、観光産業を育成するのを邪魔するような役所だったらやめた方がいいと思うのです。

今後、春の予算のレビューをやらせてもらいますけれども、観光庁は全面的に予算レビューの対象にさせてもらおうと思っておりますが、これは重点項目でもやらせてもらおうと思っておりますが、観光庁があることによって観光産業が育っているのか、それとも観光庁が邪魔をしていて伸びるところが伸びないのか。今、一体、どちらなのですか。

観光庁があることによって観光産業が伸びているのだったら、何も国が予算をつけなくても民間の業界から観光庁にお金をつけてもらえばいいわけですね。今、民間の業界が観光庁の予算、幾らかでも負担するような状況にあると思いませんか。観光庁が作られたときの目的というのはかなりはっきりしているわけだから、少し観光庁は真面目に考えてもらわなかったら、この春にでも別に観光庁などはなくてもいいよという話になるよ。

外のマスコミに聞こえるように今、大きな声を出して言っていますけれども、もう少し真面目に観光庁の役割を考えて、どれぐらいのペースで仕事しなければいけないかということを書いてもらわないと、2020年までにインバウンドはどれぐらい目標になったのですか。2,500万人ですか。

観光庁（蝦名次長） 4,000万人です。

河野大臣 4,000万人でしょう。今、言っているようなペースでそんなのいくのですか。もう少し真面目に考えてやってほしいと思うのです。今、2016年の4月です。タイムスケジュール、違っているのではないか。

岡議長 大臣ありがとうございます。コメントをいただけるのだったらお願いします。

観光庁（蝦名次長） できるだけ急いでやりたいと思います。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、大臣に締めていただきましたけれども、今日の観光庁の御説明で、前回の会議の後のことでは、少なくとも私どもが強く求めた業務独占については廃止、外す方向で検討を進めていただいているということはよく分かりました。

団体旅行でも通訳案内士をつけることを義務づけるのではなくて、むしろ旅行会社が顧客サービスの一環として、自分のところには通訳案内士を確保していますよということが旅行者の皆さんに分かるようにする方向で観光庁が進めることは大変結構だと思うのだけれども、その確保を義務づけるのは問題ではないか。

今、大臣に言われてしまったのですけれども、私も業務独占の廃止の部分だけでも先行してやらないと、たくさん来る観光客に対応がし切れないのではないかと大変強く思っておりますので、是非御検討いただければと思います。

最後に、観光庁の皆さんが力を入れていただいている地方ですね。やはりこれだけ多くの方々が東京と大阪、京都だけでなどということはありませんから、地方創生、地域活性化のためにも、是非地方の通訳案内士の充実を応援していただきたい。実際にやるのは各自治体かもしれませんが、積極的に応援していただきたいなと思いました。

今日のいろいろ出た意見をまた踏まえていただきまして、早急がいい方向に取りまとめいただければと思います。引き続きの御検討をよろしくお願いいたします。どうもあり

がございました。

(観光庁関係者退室)

(厚生労働省、観光庁、国土交通省、消防庁関係者入室)

岡議長 それでは、議題2の「民泊サービスについて」、今日は厚生労働省、観光庁からお話を伺います。

それでは、まず資料2-1について、厚生労働省からの説明をよろしく願いいたします。

厚生労働省(樽見審議官) 厚生労働省の生活衛生担当の審議官の樽見でございます。よろしく願いいたします。

3月14日の公開ディスカッションにも私は出させていただきましたが、その翌日に検討会をやりますということだけ申し上げておいたのでございますけれども、この資料をおめくりいただきまして、表紙の裏でございますが、「民泊サービス」のあり方に関する検討会ということで、民泊サービスのあり方を検討するために昨年11月から観光庁と一緒に共同事務局でこの検討をしてきたというところでございます。これまで何度かやりまして、3月15日の第7回の検討会における議論を終えたところで中間整理を取りまとめたということになってございます。

ここにおいては、当面、今の仕組みの中でできることでの取りまとめを行ったということでございます。引き続きまして検討を行うということにしておりまして、去年は今年の夏から秋という形で取りまとめると言っていたのでございますけれども、これは前倒しをいたしまして、今年の6月中を目途に最終取りまとめを行いたいということで、民泊サービス、どのように規制をしていくのか、どのように伸ばしていくのか、そういう辺りの検討をまとめるということになっているところでございます。

中間整理の中身につきまして、課長から詳しく申し上げたいと思います。

厚生労働省(長田課長) 担当課長の長田でございます。

ページをおめくりいただきまして2ページに、今回おまとめをいたしました検討会の中間整理のポイントを整理させていただいております。なお、中間整理の全文につきましては参考という形で配付をさせていただいております。

何度もこれまで規制改革会議で御議論いただいております。御報告もさせていただいておりますので、総論の内容は省略させていただきますけれども、検討会の中では早急に取り急ぎ取り組める対応、そして中期的に法改正の骨子案において検討、整理をすべき部分ということに分けて議論をいただいたところでございます。

まず早急に取り組むべき課題につきましては、この資料の左の箱にございます。早急にできることということでございますので、飽くまで現行法の枠の中でどこまで何ができるかというアプローチでございますけれども、したがって、飽くまで旅館業法の許可を取っていただくという中で、その許可に当たってのハードル、垣根を少し低くしていこうということでございまして、1つは旅館業法に基づくホテル・旅館・簡易宿所営業という

3つの営業類型がございますけれども、もともと比較的緩やかな基準になっております簡易宿所営業につきまして、面積基準が延べ33㎡ということになっておりましたものを民泊のような小規模な施設を活用して実証するタイプの対応できるように、33㎡未満の物件にも活用の道を開くということでの基準緩和というものをしたところでございまして、具体的には1人当たりの面積基準を3.3㎡ということで設定をいたしまして、宿泊者が10人未満の場合につきましては、3.3㎡掛ける宿泊者数以上とする。併せまして、2つ目のの部分でございますけれども、いわゆるフロントにつきまして、もともとこれは法令上の基準ではなかったのですが、私どもの通知の中で簡易宿所につきましてもフロントの設置を求めており、それを受ける形で、全部ではございませんが、幾つかの自治体におきましてフロントの設置を求める条例というものが制定をされておるといような状況でございまして、今回、この政令改正に合わせまして通知も見直しをいたしまして、一定の管理体制がソフト面で確保できているのであれば、このフロントの設置を要しないということを確認にする通知改正を行ったところでございます。

なお、その通知改正に当たりましては、現行で条例で制定されているようなケースもございまして、併せまして、各自治体に対しまして条例の弾力運用でございまして、条例そのものの改正についても検討を求めるといようなことをお願いしているところでございまして、これらにつきましては、検討会の中間整理を受けまして、既に4月1日時点で施行しているところでございます。

右側が中期的に検討すべき課題ということでございます。左側が飽くまで現行制度の枠の中で考えているものであるということに対しまして、中期的に検討すべき課題は、ここにはございまして現行制度の枠組みに捕らわれない制度体系ということを考えていくということの基本をいたしまして、2つ目のでございますが、安全確保などを前提に、一定の要件を満たす民泊については、例えば許可ではなく届出とするなど、届出は飽くまで例でございまして、要は今の旅館業法の規制体系とは一線を画した緩やかな規制体系のものということを考えていくべきということでございます。

ただし、この一定の要件につきましては、さまざま検討会でも議論がございまして、例えば家主がいるのかいないのかとか、その営業日数の制限みたいなことを考えるべきではないかなどさまざまな議論がございまして、ここは中間整理段階では成案を得てはございませんで、引き続きの検討課題ということになっております。

今、私が申し上げました、仮に緩やかな規制体系ということで考えた場合に、現行制度との兼ね合いにおいて、何をどこまで求めるのかということこれから個別具体的に整理していく必要があるわけでございますけれども、5ページをご覧くださいと思いますが、ごく簡単ではございますが、現行の旅館業法の体系ということで、営業者にはどういった義務がかかっているのか。あるいはそれに対して、行政はどういった権限を持っているのかということを確認する1枚で簡単に整理をしたものでございます。

検討会におきましては、これらの営業者の義務であるとか、行政の権限の一つ一つにつ

いて新たな民泊サービスにそれぞれが内容として適用されるのかどうかというようなことの整理をいただいたところでございますが、恐縮でございますが、2ページに戻っていただきますと、それが大体4つ目の以下のところがございます。宿泊者名簿だとか最低限の衛生管理措置というものは、やはり最低限の安全性確保という観点から必要ではないかというようなこと。また、それを担保するための報告徴収、立入調査などの行政権限というものの枠組みが必要ではないかということ。

他方で、現行の旅館業法におきましては、宿泊拒否制限。基本的に例えば感染症だとか、非常に素性の悪いお客さんだとか、そういうことでない限りは宿泊拒否してはならないという規定がございます。こういったものが民泊のような割と1対1であったりとか、1対1でない少数のようなことの場合において、非常に宿泊拒否制限というものが難しいのではないかというような御指摘はかねてから受けておりますし、そもそも通常のホテル・旅館についても、今日的に見て宿泊を拒否してはならないということの合理性がどこまであるのか。そういったような議論がございまして、これを合理的なものに見直していく。ただし、一方で、例えば故なき障害者差別みたいなことがあってはならないということもございまして、単純になくすということではなくて合理的に見直していく必要があるのではないかと。そういったまとめになっております。

具体的な中身はまだ整理はできておりませんが、やはりこの民泊については近隣住民との問題が非常に大きな課題でございますので、近隣住民のトラブル防止というのは何らかの措置が要るのではないかと。一方で、いわゆる無許可営業に対して罰金が3万円という非常に低くて実効性がないというような指摘もございまして、こういったことをきちんとしていく。規制改革会議もかなり議論されていると聞いておりますけれども、住居専用地域でホテル・旅館を利用できないということとの関係を新たな民泊についてはどう考えていくのか。

そして、家主が不在の場合について主にですけれども、仲介事業者と管理事業者をかませることによって、一定の管理を担保できるのではないかと。そういったことから、これらに対する実効性ある規制を検討すべきではないかと等々のまとめをしております。これらのことを今後さらに深掘りをして、冒頭、審議官が申し上げましたとおり、6月中を目途に成案をまとめたいと考えているところでございます。

厚生労働省（樽見審議官） 以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料2-2につきまして、観光庁より御説明をお願いいたします。

観光庁（蝦名次長） 資料2-2を御覧いただきたいと思います。

「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」ということで、2,000万人の目標が視野に入ってきたということで、3月30日に安倍総理も御出席いただきまして、新たな目標設定と必要な対応方策ということをまとめさせていただきました。

2 ページ目をお開きいただきたいと思います。

有識者の方々のヒアリングを経て、それぞれテーマ別の議論をした上で最終取りまとめということになりました。

3 ページ目が全体の概要でございます。

観光先進国を目指して、3つの視点と10の改革ということで、視点の1番目が観光資源の魅力を極めるということで、コンテンツを大胆に磨いていくということ。そして、地方にあるいろいろな魅力を高めていくということ。2番目に、観光産業を革新して国際競争力を高めていく、そして観光を基幹産業にしていくということでございまして、今回の宿泊の関係の制度も、その一番上にあります古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へという中に民泊ルールの整備ということも位置づけさせていただいております。

視点の3番目は、全ての旅行者が、ストレスなく快適に旅行できる環境の整備ということで、受け入れ環境の整備をしていくということで、CIQを始めとする受け入れ環境の整備を掲げさせていただいております。

4 ページ目に、新たな目標ということで、訪日の外国人旅行者数だけではなく、地域に消費をしていただくということで消費額、地方部へ行っていただきたいということで、地方部への外国人の延べ宿泊者数、満足度を高めた観光ということで、外国人のリピーター数といったこと。それから、インバウンドはもちろん好調でございますけれども、旅行の大きなウエートを占めておりますのは国内旅行でございますので、日本人の国内旅行の消費額といった目標値をそこに掲げさせていただいているような目標値で、政府一体となってこれらを進めていくということでございます。

特に5 ページ目に、民泊サービスの部分につきまして位置づけられているところを詳細に書いてございます。今、厚労省の方から御説明がありました検討会において検討を進めているということで、その論点に掲げられてありますような民泊サービスを定義づけた上で、それぞれ仲介業者、管理業者、あるいはホストという不動産を提供する方、行政それぞれの役割と責務を明確にした上で新たな規制の枠組みを作っていくということで、これまでさまざま議論されておりますテロ対策や衛生問題、あるいは近隣への迷惑の防止行為といった点の措置を講じた上で、現行制度の枠組みに捕らわれない制度の見直しをしていくということが掲げられているということでございます。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、これから意見交換を行いたいと思います。今日は関係省庁として国交省の住宅局及び消防庁の方々にも御出席をいただいておりますので、内容に応じ御発言をいただきたいと思います。

それでは、いかがでしょうか。

金丸さん、お願いします。

金丸委員 最初に質問させていただきたいのですが、今の御説明のペーパーと発

言の中に、そもそもこの民泊サービスというのが登場した背景というか、ルーツと聞いても、例えばAirbnbというのはインターネットテクノロジーを駆使して、それからSNSとかも駆使して初めて成り立って発展してきているのですけれども、どこにもITというか、技術革新に触れるような話がないのですが、それはどういうことなのでしょうか。

例えば幾つかの課題がありますね。利用者の人と供給者の人、あるいは本人確認だとか、本人のクレジットというか、信用度とかというのが全部インターネットというかテクノロジー上で、例えばFacebookだとかSNSだとか、自分が泊まったり、泊まった場所に対する評価もリアルタイムでその評価がどんどん更新される。それによって全体でパッケージのようになっていて、多少の問題もあるかもしれないけれども、一方で、健全性も向上しているんで、ビジネスとして発展してきていて、利用者も毎日増えていて、オーナーの人も貸し出す人も増えているという話というか、そんな気配を感じない。これはほかの会議で申し上げたのですけれども、我々が国内で思いついたアイデアでも何でもないので。

Airbnbの創業者のブライアンが、自分の体験で、友達の家泊まった、すばらしい体験である。だったら、この体験を望む人がほかにもいるかもしれない。家で話したら、御両親は反対と。そんな他人を自分の家に泊める人などはいないわよということですね。でも、反対を押し切ってリスクテイクしてこのビジネスを始めたのだけれども、一定の要件というのは技術にあるのです。それはフェース・ツー・フェースでやっていたら発展しないわけです。それが日本に上陸をしましたというのが今日で、一方で、我々は世界からインバウンドで海外からお客さんが増えているという現状があって、単にそれを足りていないところを補うためにこれをやらねばならないというのは、何となく最初に思いついた人に対してはリスペクトが足りない。

だから、今ある人たちがフェース・ツー・フェースベースでやったり、そういうプラットフォームを技術を使って提供している。中立性というのは例えばAirbnbは利用者とオーナーに対して中立ですね。だって、両方の信用度を見ていて格付をされていて、一方で、何もしないと言うかもしれないけれども、何もしていないわけではなくて、そのプラットフォームの中で格付をずっと提供されるような場を作り上げているわけだから。

だけれども、これを拝見すると、今ある古い我々の国にある旅館業法というのが全く時代に対応できていないわけですね。当然、旅館を営んでいる方々は、それは新規参入者に対していろいろ思いがあるかもしれないけれども、それはそれでこの間の公開ディスカッションで出たような意見を受け止めて、古い旅館業法、もう時代に合っていないのだったら変更してさしあげて、今、旅館を持っている人たちが別にITを手に入れば、その方々自身が新規参入者といつも対立する構図ではなくて、自分たちの今、提供しているサービスの中に技術革新を自分の中に取り入れれば自分がそのプレーヤーになれるということではないかなと思うのです。そんな気配がこのペーパーからどこにも出ないし、それが委員のメンバーを見てみても、今のような意見の持ち主というのはこの中にはいらっしゃるのか分からないし、関係省庁という中に、なぜ内閣官房というか、IT戦略本部、IT室というの

があるのですが、私、そこの一員なのですが、何の声もかかりませんでした。今あるリアルな設備の中にあるような法律だけで調整しようと思ったら、我々は技術革新を最も享受しない国に結果的になるのではないかというのが大きな懸念です。

だから、少し開放する、少し中途半端に行く、世界の動きからかなりおくらせて小さくキャッチアップしていく、これではだめなのではないかと思うのです。本質的なところで、今、申し上げたことにお答えいただきたいのです。

岡議長 お願いします。

厚生労働省（樽見審議官） それでは、私の方からまずお答えさせていただきまして、観光庁でもし補足があれば補足していただきたいと思います。

正に民泊サービスの検討会、この中で6回やっている中で、先ほどの資料の縦についている中間整理のそのものの資料の中に、後ろの方に開催経過というものが7ページ以降に書いてございますけれども、ここで例えば第3回のときに、正に内閣官房のIT総合戦略室からお話を伺い、その前にAirbnbの方からもお話を伺いということをやっているところでございます。

正に先生おっしゃいますとおり、これはこういう民泊サービスと今のような形というのが、鍵はITテクノロジーにある。ITテクノロジーを駆使した形でのシェアリングエコノミーというものをどう伸ばしていくかという文脈の中で考えなければいけないということについては、私ども認識しているつもりでございますが、足りないところはあるかもしれません。そこは率直に申し上げて、私ども今回の資料をまとめるに当たって、その辺がよく見えない資料になってしまったというところはお叱りを甘受しなければいけませんけれども、一応こういったようなヒアリングをやった上で今のところまで来ている。

これから6月までさらに進めるわけでございますけれども、その中で今の中間整理の先ほど課長から御説明を申し上げました資料2の2ページの中間整理のポイント、中期的に検討すべき課題というところの下の方に、正に仲介事業者あるいは管理事業者に対する実効性ある規制という言葉はきついかもかもしれませんが、どのような形でこういう仲介事業者の正にいいところを伸ばしていただきながら、必要な例えば安全性の確保、衛生の確保、あるいはテロ対策といったようなところに対する対策といったようなものをどのように確保していくのかということについて考えていくわけでございますけれども、そういう中で、正にITテクノロジーを駆使した形で行われている仲介事業者のあり方というものについては、しっかり踏まえた上で検討しなければいけないことだろうなというように私ども事務局としても思っているところでございます。

古い旅館業法、正に先ほど申し上げた、この中期的なもの下から5番の、現行旅館業法の宿泊拒否制限規定、これは1つの例でございますけれども、現行の旅館業法の規制の中でこういうところが時代に合わなくなっているのではないかということの議論もこの検討会の中で出ておりますので、こうしたところもまだまだ足りないかもしれません。これからも検討していくということになるわけでありまして、御指摘のような見方、



観点といったようなものについても、私ども事務局としてこれの検討の中でどういようように反映していくのかということについては留意しておきたいと思っております。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、ほかいかがでしょうか。

佐久間さん、お願いします。

佐久間委員 御説明ありがとうございました。

今、金丸委員が指摘されたことにも共通するかと思うのですが、まず、公開ディスカッションのときにも申し上げたのですけれども、今、先行している日本における実態が正直よく分からない。公開ディスカッションのときも出てこられてきたプラットフォームの方に聞いても、世界ではこうなっています。あとメリットを計算するときは100万人ということで計算しました。では、実際日本ではどのくらいなのか、あとホストがそこにはいるのですか、稼働率はどのくらいですか。これはお答えできませんということで、要はこれから対処しようとしている実態が分からなくて処方箋を考えるということはなかなか難しいのではないかなと。ですから、苦労して作っても、それは今の実態には全く届かない、若しくは何の効果もない、若しくは非常に大変な効果がある、その辺も全く分からないということなので、まず今の程度実態をつかんでおられるのか、今日の資料にはそこが全くないので、当然これは正確には分からないというのはそのとおり、分からないから問題だということもあると思うのですが、ただ、およそどういものなのかということについて、分かる限り教えていただければと思います。

岡議長 お願いします。

厚生労働省（長田課長） 実態が必ずしも十分把握できていないというのは御指摘のとおりなのではございますけれども、まず1つ、各自治体に対して無許可営業の実態把握なり指導ということをお願いしておりまして、これまでまとまったものとしては、過去25年度、26年度の状況でございますけれども、現在、その直近の状況ということで、平成27年度における把握の状況ということについての調査を行っておりまして、恐らくここ最近、非常に増えておりますので、25、26年度の数字よりもかなり母数の大きい形で調査結果というのは出てくるのではないかと考えております。また、そういったものがまとまった時点で御報告をさせていただきたいと思っております。

あと当然Airbnb社に対しては我々もいろいろな形で情報提供を求めているところはございますが、先ほども御指摘があったようになかなか十分な御開示をいただけていないというのが今の率直なところでございます。

岡議長 ありがとうございます。

安念さん、お願いします。

安念委員 私もいろいろ思うところはあるのですけれども、まず佐久間委員がおっしゃった実態が分からないという点ですが、分からないままなのではないかなと実は思ってい

ます。シェアリングエコノミーのプラットフォームプロバイダーで、例えばAirbnbなどは最近巨額の資金調達をしておりますけれども、あの種の企業の大部分は、実は3年前に存在していなかった企業です。つまり、突然出てきて、今まで誰も考えないことをやって大きく伸びて巨額の資金調達をする。企業価値もとてつもない額に上るといようなものです。そうすると、3年後にはああいう企業が存在しているのかどうかも分かりません。全然別な企業がまた全然別なことをやっているという可能性が十分あって、そこがおもしろいし、怖いところでもあって、恐らくリアルタイムで刻々と現状を把握していくということ自体を私は放棄しなければならないのではないかと考えています。これはもちろん大きなリスクを含んでいることだけれども、技術的に不可能なものは不可能なのだということに割り切る以外ない時代になってきてしまったのではないかな、とつくづく思っております。

それと、金丸委員がおっしゃったことは、旅館業法という古い法律、それに関わるさまざまなステークホルダーから、四方八方から弾が飛んでくる所管部署に大きな文脈で考えるというのは、実はなかなか難しい注文なのだろうと思うのです。むしろ金丸委員のおっしゃったことは我々自身というべきか、あるいはこの後継組織がもし作られるのならば、その人々にむしろ考えていただくべき大きな課題ではないかと思えます。

つまり、こういうことです。民泊の問題は、とりあえずの宿泊の需要、例えば2020年問題であるとか4,000万人問題であるとか、そういうものの解決の一環として捉えるというのはもちろん必要なことですが、やはりもっと大きくはシェアリングエコノミーの一環として捉えるべきものであって、それに対して政府が取るべきスタンスは、まず第一に邪魔をしないということに尽きると私は思っています。そもそもどういように規制すればいいのかもよく分からないのですから、邪魔をしないというのが一番だと思うのです。

シェアリングエコノミーの本質というのは、IT技術を使って、今までは禁止的に高かった取引費用を物すごく安くしたということだと思います。つまり、自分の空いている部屋とか空いている車とか空いている労力とかというものをちょっと他人のために使ってお小遣いを稼ぎたいと思っている人たちはたくさんいたはずなのです。ところが、なぜそれが産業にならなかったかということ、需要者と供給者との間をつなぐ方法がない。ないということは、つなごうとすると取引費用が莫大になるのでできなかったわけです。ですから、例えばホテルのようなものを考えれば、その種の取引の一件当たりの単価を安くするためには、ある程度大きな組織とか施設とか資本とかが必要であったわけです。ところが、それを個人のレベルでもできるようになったということに本当の意味がある。

今までは大きな組織とか設備とか資本がないとできなかった仕事を個人でも参入できるようになったということに、このシェアリングエコノミーは本当の意味があると思われるのであって、これはとどめようもないし、またとどめるべきでもない。あえて言えば新しい資本主義の形なのだと思うのです。

今、そんな未来を見通せる人など誰もいないのですから、こういう規制であるべきだな

ということも誰も言えない。とりあえず私は邪魔しないというのが一番であろうと思っておりますが、いずれにいたしましても民泊の問題は足元の問題として重要であるばかりでなく、シェアリングエコノミーという広い文脈の問題としても重要であるというように思っております。

岡議長 ありがとうございます。

どうぞ。

厚生労働省（長田課長） 先ほど来、先生方から御指摘をいただいていることに関してなのですが、この中間整理でもそういう言葉を使っておりますし、観光ビジョンでもそういう言葉を使っているのですが、民泊の健全な普及ということが1つのキーワードではないかと思っております。おっしゃるとおり、実態を踏まえて考えていくということもそうなのですが、ただ、一方で、なかなか実態が把握できていないという状況もございますので、これをポジティブに広めていくためにルールを作っていくという側面と、今、一方で、いろいろな民泊については近隣住民トラブルだとか匿名性の中で分からないといったことをきちんと緩やかな規制ながらも把握をしていくためにルールを作っていくという側面もあろうかというように思っております。そういったことを通じて、もちろん今、把握できるものはきちんと把握をしながら、把握できるための枠組みを作っていく、そういうアプローチもしていく必要があるというように認識しております。

岡議長 ありがとうございます。

安念さん、よろしいですか。

安念委員 はい。

岡議長 ほかにいかがでしょうか。

大田さん、どうぞ。

大田議長代理 幾つか確認させていただきたいのですが、この中間整理を見ますと、まず、一定の要件を満たしたものは届け出制にする。それで、その一定の要件として、ホームステイタイプの民泊サービスについては、営業日数とか宿泊人数等が一定以下のものを対象に届け出にする、と。また、家主が不在の場合は、管理事業者を介在させることで緩和の対象とすることを考える。ホームステイタイプのものについては、管理事業者の介在は必要ない、と。このように捉えていいかどうかということと、ホームステイタイプ以外の類型については、今、どのようにお考えなのかという点、お願いします。

岡議長 よろしく申し上げます。

厚生労働省（長田課長） 今の点、正に制度設計の最大のポイントになる部分かというように思っておりますが、中間整理の段階で飽くまでここで書いたのは例示でこういう意見があったということでございまして、いずれも具体的に何をどうするという要件設定について明確なコンセンサスが得られているというような状況ではございません。

家主、いわゆるホームステイタイプと家主不在タイプの議論で言いますと、どちらかという、議論の当初としては家主居住の場合というのは一定の管理もしやすいということ

で、比較的この民泊、緩やかな民泊対象としてなじみやすいのではないかという議論が途中までは先行しておったのですけれども、その後、一方で、家主不在のタイプについても、なぜ家主不在タイプに心配が残るかという、要するに管理が行き届かないからということですので、だとすれば、本人が済んでいなくても何がしか仲介事業者なり管理をする事業者ということが介在をすることによって、一定の管理責任を果たせるのであれば、その対象とし得るのではないかと。必ずしも民泊議論の対象から外さなくてもいいのではないかとという議論になってきているということでございます。

ただ、あとはまず、いずれにしても管理、ホームステイタイプであっても、ホームステイ以外のタイプであっても、安全性確保なり近隣住民トラブル監視の観点から一定の管理体制というものをどう構築をするのかというのが1つ押さえるべきポイントだと思っておりますが、その上で既存の旅館・ホテル業と実質的に何が違うのか。当然、一方がある規制体系にあって、もう一つは別の規制体系にあるとすれば、何を根拠として線が引かれるのかということについては、何らの線引きは要するだろうとは思っておりまして、ただ、それがここで例示が出ている日数なのか、どうなのかということについては、引き続き議論として詰めていきたいと考えています。

大田議長代理 ありがとうございます。

まだ何も決まっていないということなのですが、必要な法整備に早急に取り組む必要がある。その施行のための準備期間について配慮が求められるということも書かれておりますし、今、安念先生からも御指摘があったように、足元で急がなければいけないわけですが、法案の作成、国会提出、その施行時期については、どう想定しておられるのでしょうか。

岡議長 どうぞ。

厚生労働省（樽見審議官） なかなかこれからの作業次第というところがありますのではっきりしたことを申し上げることが、申し訳ありません、できないのでありますが、そもそもこれは今年いっぱい、今年の秋といったものを繰り上げて夏、あるいは6月という形で最終的な取りまとめをやりたいという形でやっております、その最終的な取りまとめの成案を得て、それを踏まえて法律の改正、法案の作成の作業に取りかかることになるということでございますので、いつそれで国会に法案が提出できるのかということについては、すみません、はっきり申し上げられないのですけれども、早く取り組むべきであるという環境にあるとは認識しております。

岡議長 ほか、どうでしょうか。

森下さん、どうぞ。

森下委員 今の時期の話なのですけれども、東京でいうと2020年オリンピックの話になるのですが、関西を見ると今がとんでもない状況になっているので、まだいつ法案が出るかも分からない、いつからできるか分からないと言われると、これは実態の方が先にいってしまうので、そこで法律が出てきても意味がなくなってしまうのではないかと思う

のです。実情としての危機感が乏し過ぎるのではないかと思うのです。

時期の設定が、どうも先ほど来の話で2020年をめぐりにしているという感じがして、こちらの感覚としてはそういうこともあるのしょうけれども、先ほどのように現状としては今現在起きていて、トラブルがどんどん起きているわけです。これから先、恐らくさらにひどくなる。もう目に見えていますね。それで本当に合うのですか。要するにトラブルが起きたときに法律ができて、そこに形を本当に合わせられるような状況になるのですか。どうも先ほども大臣から話がありましたけれども、タイムスケジュールがすごくずれている印象が非常に今回も強いのですけれども、いかがでしょうか。

岡議長 お願いします。

厚生労働省（樽見審議官） すみません、先ほど課長の方から実態の調査の話を申し上げましたけれども、去年、この検討を始めるときに、各自治体でこういう民泊というのでしょうか、旅館業法の許可をとっている以外でどのようなお客さんを泊めている営業について把握をしているのか、どういう指導をしているのかということについての調査をしたわけでございます。その新しい調査をやっているところでございまして、正にできるだけ早く、これはまとめたいと思っておりますけれども、今、途中で挙がってきているものでもかなり増えている。もう本当に増えているというところはありません、御指摘のとおり、いわばこちらの作業が遅れることによって収拾がつかなくなるようなことというのは避けなければいけない。ただ、一方で、正に今回、できるだけ急いでこの4月から現行の法律の枠内でできることを早くやるということで中間取りまとめの中で早くできることをやるということをまとめていただいたのは、正にそういうことがあるからということだと考えています。なかなか私どもの作業がおくれているのではないかということについてのお叱りは受け止めなければいけないですけれども、これからもできるだけ急いで作業をやるということだろうと思っております。

岡議長 滝さん、どうぞ。

滝委員 森下さんのお話に似た領域なのですけれども、今、Airbnbの話は常に言葉として出るのですが、実態として中華系はもうAirbnbに負けにくいぐらいに物すごい勢いで似たような民泊の仕事をしている。それで、その人たちの考え方は、法律が決まらないまでいろいろ見えないところはたくさんあるのだけれども、でも、そこにニーズがあるからどんどんやるのだというようなことで。実態がいわゆるAirbnbと同様なものですが、来年に2億5,000万人にもなるといわれる中華系の旅行者がその1割でも来れば、今は1割は来ていませんけれども、2,500万人という数字になるわけで、その辺のところはもうAirbnbを超えてがaganやっしまっているということで、ここは急がれるところです。

その社長にインタビューする限りにおいて、明確にだめということでない限り、そこにビジネスがあるのだからどんどんやるのですという。この人のみならず、次から次へと今、急激に出ていますので、そういう意味では、どんどん変えていく可能性がある内容であったとしても、一日も早くルールが求められます。前向きな形のルールがないと、日本の企

業、とくに大手はコンプライアンスリスクがあってなかなか手を出せません。民泊のニーズは必ず拡大し、市場が拡大しても、その市場イメージを壊してしまっただけでは手遅れになりかねません。そんな時代の流れを大局的に捉まなければいけないのではないかと思います。

岡議長 ありがとうございます。

お願いします。

厚生労働省（樽見審議官） 今、中国というお話が出ましたけれども、昨年来のこういう取組の中で、まず全体として作業を急がなければいけないというのは各先生おっしゃるとおりで、これは受け止めなければいけないと思います。その上で、正に例えば建物全体を買って民泊だということだとたくさん貸しているというようなケースというのは実際に京都だったと思いますけれども、出てきて、これは取り締まりの対象という形で、警察の方で取り締まりをされたという事案も出てきております。今のような、違法だけれども、ばれなければいいとって稼ぐというような安易な取組をやっているところについては、これは恐縮だけれども、縛りをやらなければいけないということを一方でやりながら、正にこのシェアリングエコノミーのメリットというものを生かしていくような方針について、できるだけ早く作業する。その両面で取り組むということだろうと思っているところでございます。

岡議長 ありがとうございます。

まだ議論は続きそうですが、時間が来ました。今日のやりとりからも、役所の方も含めてですけれども、どうも実態が先行しているぞという認識は共通だと思いますので、できるだけ早くという言葉は何度も何度も言っていただきましたけれども、本当に検討を加速化していただいて、いい意味でのルールを作らないといけないのではないかと。

先ほど「健全な民泊の発展」という言葉も使われましたけれども、それを実現するために、できるだけ早く、超スピードで是非やっていただければと思います。

我々規制改革会議といたしましても、昨年12月に意見を出していますけれども、先日の公開ディスカッション、あるいは本日の会議も含めまして、第2弾の意見を出すことも含めて検討を進めていきますが、是非そちらでの検討のスピードアップをお願いしたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

（厚生労働省、観光庁、国土交通省、消防庁関係者退室）

岡議長 それでは、次の議題ですが、議題の3と4をひっくりかえさせていただきます。議題4の「農業ワーキング・グループの意見について」を先に審議したいと思います。

資料4に基づきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

山澄参事官 お手元に資料4と振ってございます。「より活力ある酪農業・関連産業の実現に向けて」というペーパーでございます。

これは先日、3月31日に農業ワーキング・グループの方で御審議の上、成案になったものですが、本日御提出させていただきますのは、クレジットを規制改革会議とした上で

「(案)」という文字をつけましてお諮りする次第でございます。

資料全体の構成でございますけれども、ぱらっと見ていただきますと、ところどころに赤い文字で書いているところがございます。赤い文字は農業ワーキング・グループで第4期に入りまして関連の方々からヒアリングをしたものについて引用して、ある種、論旨の補強ということで書いているものが赤い部分でございます。

内容をざっと御説明させていただきます。1ページ目からの「1．酪農業及び関連産業に係る当会議としての現状認識」ということで、四角囲いでリードがございますが、我が国酪農業が右肩下がりになっている状況、それが昨今のバター不足問題の背景にもなっている状況。その原因においては、労働が厳しい割に生産所得の還元につなげることが十分にできていないという現状認識を1ページ目で書かせていただいています。

飛ばしていただきまして、3ページに「2．現行制度の概要」というのがございます。詳細は省略させていただきますが、そこに書いてございますのは、現行の生乳生産・流通等に係る制度としての核になっているのは、1965年の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づきます指定生乳生産者団体制度ということに記載させていただいております。

4ページで見直しの方向性ということでございます。その一つとしまして、酪農家の所得控除のための第1の鍵として、消費者ニーズへの的確な対応ということで四角囲いを読ませていただきますが、現在多くの生産者が投資・資金調達などのリスクはみずから負う一方で、販売先の開拓や価格交渉などは指定生乳生産者団体に委ねている。生産者にとって多様な選択肢を用意することで経営マインドを涵養し、消費者ニーズにきめ細かく的確に対応できるよう、現行のような一元的・集約的なシステムではなく、より柔軟なものにしていくことが重要という視点を書かせていただいております。

6ページを御覧いただければと思います。所得向上のための第2の鍵といたしまして、意欲ある生産者による積極的な投資の実現ということで、現行制度におけます生産上限枠の設定が生乳供給不足のリスクを助長してある。意欲ある全国の生産者が積極的に投資できる環境を整備していくことが重要と書いております。

8ページを御覧いただければと思います。国内の流通問題とやや違う視点ですが、(3)といたしまして、乳製品輸入に関する問題点ということで、バター不足問題への対応のため、国家貿易の仕組みで輸入された乳製品の流通のモニタリングを強化すべきであるということが書いてございます。

このような問題意識の下、9ページ、10ページにおきまして、31日時点での農業ワーキングとしての提言を書いております。提言といたしまして、「記」というところの下でございますが、1ポツといたしまして、既存の団体を通じた共同販売をみずからの意思で望む生産者は、これまでどおりの取引を選択し、他のやり方を志向する生産者は制度面の制約・ハンディキャップなくその道を選ぶことができるよう、制度を改正するとした上で、具体的には全ての生産者が生産数量根販売ルートのみずからの経営判断で選択できるよう、補給金候補を含めて制度面の制約・ハンディキャップをなくすとともに、指定生乳生産者団

体を通じた販売と他の販売ルートとの間のイコールフットィング、確保を前提とした競争条件を整備するため、現行法に基づく指定生乳生産者団体制度を廃止すると書かせていただいております。

10ページの最後の部分でございます。2ポツのところですが、それに加えて3点ほど書いてございますが、指定生乳生産者団体制度廃止後も学校給食用牛乳の供給について、何らかの団体が特権的な位置づけがなされないよう、運用の明確化を図ること。国家貿易で輸入した乳製品について、報告徴収や検査などを通じてその確認を行って、最終消費までの道筋を明らかにすること。(3)でございますが、バター需給について現行調査においては、単に「欠品・取扱なし」の割合だけが集計されておりますが、例えば「一人 点まで」というような制限がなされているような実態も含めまして、また、日々の需給動向ですとか業務用向けの需給動向についても対象を広げて把握するということを提言させていただいております。

御審議をお願いいたします。

岡議長 ありがとうございます。

金丸座長、何かコメントがあればお願いします。

金丸座長 ありがとうございます。

先週、発表させていただいた、これがその意見でございますが、この取りまとめに至るまでに私どもは農水省、洋菓子協会、小さな洋菓子店、小さなスーパーマーケット、中小乳業メーカー、そして、この指定団体制度から外にみずからの意思で出られて御自身で販路を開拓されている酪農家、大手コンビニチェーン店、そしてホクレンの方々等にお越しをいただきました。

もともとは私たちのごく身近にあるバター不足がなぜ起きるか、私も家内にもよく聞かれたことですが、こういう素朴な論点から調査研究を始めたわけでございます。日本に住む外国から来られた私の友人からも、なぜ日本は全てのものがあるのにバターだけがないのだという問いかけもずっと受けたわけでございます。家庭から、そして外国人の方の素朴な疑問にも答えなければいけないということで運営をしてまいりました。

このたび私たちが意見の骨子にしているのは、先ほど事務局より御説明いただいたとおり、この指定団体制度というのは1965年当時に制定されたもので、法案の中にもいわゆる当分の間という言葉が出てまいりまして、タイトルに暫定とついているのですけれども、それが半世紀にわたって続きました。この酪農の方々で作られる牛乳は、ほぼ100%、97%、この指定団体を通じて一元化をされて私たちの手元に届くという仕組みにあります。この法律の目的の大きな一つが、例えば酪農家の経営安定化、零細企業の方々も含めた安定化という話がありますが、この意見の冒頭に書かせていただいているとおり、経営が安定化しているという割には酪農家の離農が相次いでいます。そして、乳牛の数もこの30年間で30%減少もしている。生産量も減っている。後継者問題も、北海道も本州も酪農家は悩んでおられるという現状でございます。



また、バターだけが足りないのかと思ってヒアリングを始めたのですが、大手コンビニチェーンの購買部長の方からは、ラテが今コンビニではやっていますから、ラテ用の飲用。そして、1人スイーツというのがコンビニでまたこれもはやっているのですけれども、スイーツ用の加工用のクリームが不足をしているということでございます。本州の中小乳業メーカーは、毎年自分たちに配乳される量について、紙1枚の通告があるだけということで、そうすると、御自身が販路を開拓された例えばスーパーマーケットの今年の販売計画に基づいた注文があるわけですがけれども、それに応えられるかどうか分からないということで、経営の危機そのものであるということで自分たちで足りていない牛乳を必死に探し回らなければいけないということでもございました。自由が丘の洋菓子店の方は、これはもうリーマンショック後、ずっとバター不足が恒常的に続いているというお話もありました。

ということは、消費者も、そして洋菓子店、スーパーマーケットの方々も皆さん求めていらっしゃる。ただし、生産量は減っていますから、総量が減っているということが本質的でございます。なぜ減っているかということ、酪農家の生産基盤そのものがどんどん毀損しているという実態に私たちはぶち当たったわけでもございまして、今回、こういう提言に至ったわけでもございます。是非御審議をいただきたいと思っております。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入ります。

佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 御説明ありがとうございます。

この件は私、ワーキングにも入っておりませんので、今回この資料で始めて拝見をさせていただいたということで、今までの議論については全く知識がないという前提で確認をしたいのですが、今、説明を聞き、資料を見る限り、この制度というのは日本の独禁法の適用除外がどこで確保されているのかよく分からなかったのですが、これは事実上見逃されているということなのか、誰も問題としていないということなのか、公共の利益という観点で許されているのか、どこか法令に適用除外が定められているのか。この辺について教えていただければと思います。

岡議長 事務局、お願いします。

山澄参事官 指定生乳生産者団体と書いてございますが、指定されておりますのが農業協同組合の連合会でございますが、農業協同組合は農業協同組合法に基づきまして、共同購買、共同販売につきましては独禁法適用除外となっておりますので、その条文が佐久間委員御質問のお答えになるかと思っております。

岡議長 どうぞ。

佐久間委員 そうすると、これは農協がその団体でなければ違反になるということでもございますね。

山澄参事官 農協法上の規定で適用除外と、そのように考えてございます。

岡議長 佐久間さん、よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この資料4のとおり、規制改革会議の意見として決定したいと思います。

冒頭、大臣の御挨拶の中にもありましたように、これから答申、その後の実施計画の閣議決定に向けて、農水省ほか、関係者との調整がいろいろあるかと思えます。大臣、ひとつ頑張ってください。よろしく願いいたします。

それでは、議題3に戻ります。

「地方版規制改革会議について」、資料3について、事務局からの説明をお願いいたします。

渡邊参事官 「地方版規制改革会議」の設置の状況でございますけれども、3月9日の会議におきまして、2月末時点の御報告をさせていただきましたが、今回、3月末時点の御報告ということになります。

回答数といたしましては、前回650だったものが673ということで20強増えておりますけれども、設置の意向としては、いずれもイとウの御回答でございます。

アの回答をされた9自治体のうち、2自治体につきまして会議設置の動きがございましたので、その御報告でございますけれども、まず2ページ目、茨城県であります、「1」で、背景・趣旨として、これまでも規制の廃止・緩和に取り組んできていますとありますけれども、「2」で、そういう背景も踏まえて、茨城県の既存の懇談会がございますが、この懇談会の下に「規制改革部会」を設置して、これを「地方版規制改革会議」として位置付けるということで、これにつきましては、一番最後の部分、既に4月1日付けで要綱を改正をして設置がされているということでございます。

続きまして、3ページ目が奈良県の葛城市でございますけれども、下の方にスケジュールが書いてございます。既に4月1日から規制改革に向けての意見募集が実施されておりました、5月に「葛城市規制改革会議」を設置するというので、設置以降、年末にかけて、議論をして報告書を作成するというのでございます。

更に動きがあれば、また御報告をしたいと思っております。以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、地方版規制改革会議につきましては、設置に向けました動きがさらに広がっていきますように、引き続き地方自治体への働きかけを進めてまいりたいと思えます。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。これにて会議を終了いたします。